



「何ができるようになるか～育成を目指す資質・能力」

北海道教育庁胆振教育局義務教育指導班作成指導資料

平成29年3月31日に告示された新学習指導要領の「総則」における「解説」について、前回に引き続き指導資料を作成しました。

本指導資料No. 3では、学習指導要領の全般にわたって記述されている「資質・能力」とは何か、育成しなければならない力とは何なのかなどについて、要点を記しました。

各学校では、子どもが「学ぶ意義」を改めて明確にするとともに、全ての教職員が「育成を目指す資質・能力」について共通理解を図り、自信をもって学習指導を行うことができるよう校内研修等で活用願います。

学習指導要領改訂の方向性

新学習指導要領（H29.3.31）における改訂の方向性として、子どもたちが、「何ができるようになるか」、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」を明確にすることが求められています。そのうち、新しい時代に必要となる「資質・能力」の育成と学習評価の充実については、次に示すとおりとなっています。

何ができるようになるか

新学習指導要領では、「何を学ぶか」という教育の内容を重視しつつ、「何ができるようになるか」といった資質・能力の3つの柱が示されました。平成32年度（2020年）から実施される新学習指導要領は約10年間続くことから、平成42年度（2030年）頃の子どもの将来像が、新しい教育課程を検討する一つの基点となりました。

柱1 「知識・技能」の習得

個別の技能のみならず、自分の経験や他の技能と関連付けられ、変化する状況や課題に応じて主体的に活用できる技能としての習熟・熟達を期待されるものであり、これらは、相互に影響し合って育成されるものと捉えることが重要です。

柱2 「思考力・判断力・表現力等」の育成

新たな情報と既存の情報を組み合わせたり、解決の方向性や方法を比較・選択したり、相手や状況に応じて表現したりして、問題発見・解決を進める思考・判断・表現等を育成することが重要です。

柱3 「学びに向かう力・人間性等」の涵養

体験活動も含め、社会や世界との関わりの中で、学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていくことが重要です。

資質・能力の育成

学力の3要素が定義される前（H19年以前）は、「学力」の明確な捉えがなく、テスト等で測りやすい知識の習得（何を知っているか）のみに目が向けられていた時代もありました。

しかし、知識だけでは生き抜くことが困難な時代となり、子どもたちがこれからの人生をよりよく生きるために、どのような力を身に付けさせることが有効なのかを見極め、指導の充実を図ることが大切です。

そこで、子どもたちが、自らの手で自分の未来を切り拓いていくために必要な「育成すべき力」を、「資質・能力」という言葉によって明確にしたと考えられます。

◆学習指導要領第1章 総則 第2 1 各学校の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。

◆学習指導要領第1章 総則 第3 2 学習評価の充実(1)

～単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

⇒これらのことを踏まえ、各教科等の目標に「資質・能力」が位置付けられました。



新学習指導要領においては、育成すべき「資質・能力」を各教科等の「目標」に位置付け、整理しています。

学習指導要領第2章 各教科 第1節 国語（例）

第1 目標

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようになる。・・・【知識及び技能】
- (2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。・・・【思考力・判断力・表現力等】
- (3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。・・・【学びに向かう力、人間性等】

「資質・能力」＝「子どもに身に付けさせたい力」＝「学力」と押さえることができると考えます。